

離婚をめぐる法律はどのようなの？

—共同親権、面会交流、養育費、認知請求権など—

シングルマザーと子どもに関する法律が変わろうとしています。

民法改正に伴う成人年齢の引き下げや共同親権導入の検討開始で、
離婚後も子どもの養育に関して常に両方の親が話し合いを求められるなど

シングルマザーにとって離婚後の安定した生活や心情に

大きな揺さぶりをかけられる恐れがあり心配です。

正しい情報を得て、問題点と対応を考え、又、当事者・支援者で相談や
交流をするなかで、お互いにエンパワメントします。



2018年10月27日(土) 13時30分～16時

ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター)

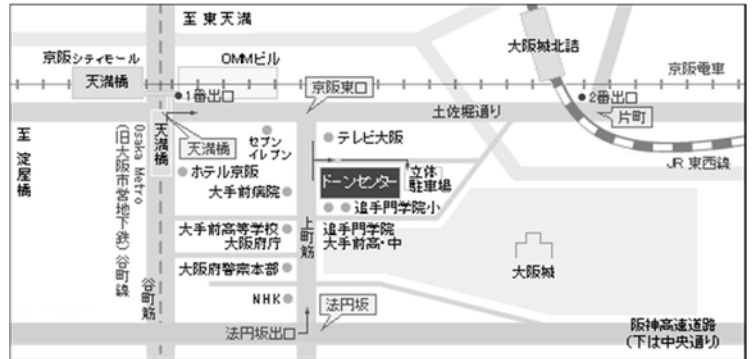
4階中会議室2

講師：弁護士 川崎志保 さん

(藤田・川崎法律事務所)

NPO法人 家庭支援センター・クローバー)

参加費：会員 500円、非会員 700円



※申し込みは下記へお願いします。

※保育が必要な方はご連絡ください。

地下鉄谷町線・京阪 天満橋駅 ①出口から東へ約350m



当日参加も
OKですよ！

毎年、豊中市のすてっぴで開催
していましたが、今年はドーン
センターです。
たくさんのご参加をお待ちし
ています。

主催・お問い合わせ

NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

〒531-0074

大阪市北区本庄東 2-2-31 新納ビル 502

E-mail smfkansai@orange.zero.jp

URL <http://smf-kansai.main.jp/>

